



医療機関版

NEWS LETTER

2025 年 10 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿 7 - 4 - 7 イマス浜田ビル 3 階
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

医療 DX 推進体制整備加算等の見直し

状況に応じ随時見直されている医療 DX 推進体制整備加算と在宅医療 DX 情報活用加算ですが、2025 年 10 月以降の要件や経過措置が決定されました。10 月より変更となる要件と、10 月以降も延長されることとなった措置があります。



マイナ保険証利用率は 2 段階で設定

医療 DX 推進体制整備加算の全国の届出状況は、2025 年 5 月 1 日時点で医科が 54.4%、歯科が 34.8%、調剤は 79.0%でした。まずはこれについて、2025 年 10 月以降のマイナ保険証利用率の実質要件が示されています。2025 年 10 月と 2026 年 3 月の 2 段階で引き上げられます（下表の赤枠部分参照）。

■ マイナ保険証利用率の実績要件

適用時期	2025.4 ~2025.9	2025.10 ~2026.2	2026.3 ~2026.5
利用率実績	2025.1~	2025.7~	2025.12~
加算 1・4	45%	60%	70%
加算 2・5	30%	40%	50%
加算 3・6	15%	25%	30%
小児科特例	12%	22%	27%

なお、2025 年 4 月に設けられた小児科特例※は、利用実績を踏まえ、2025 年 10 月以降も継続されます（上表の最下段参照）。

※ 小児科外来診療料を算定している医療機関で、かつ、前年（2024 年 1 月～12 月）の延外来患者数のうち 6 歳未満の患者の割合が 3 割以上の医療機関が対象

電子カルテ要件は経過措置を延長

今回の見直しで注目されていたもう一つのポイントは、電子カルテ情報共有サービスの導入要件です。医療 DX 推進体制整備加算と在宅医療 DX 情報活用加算では、「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること」という施設要件が設けられており、その経過措置が 2025 年 9 月 30 日までとされていました。これについては進捗状況を踏まえ、**2026 年 5 月 31 日まで経過措置が延長**されます。

なお、電子カルテ共有サービスは、遅くとも 2030 年までにおおむねすべての医療機関への導入が目標とされており、2026 年夏までに具体的な普及計画が策定される予定です。

6 月に閣議決定された骨太方針 2025 でも、医療 DX 推進は重点とされています。今後の政策にも注目していきたいと思います。

医療機関等における 2025 年の賃金改定状況

ここでは今年 7 月に発表された調査結果※から、医療機関等（以下、医療、福祉）の事業所における 2025 年の賃金改定状況をみていきます。

6 割以上が賃上げを実施

上記調査結果から、医療、福祉の事業所における賃金改定状況をまとめると、表 1 のとおりです。

【表1】医療、福祉の賃金改定状況(%)

	2024年	2025年
1～6月に賃金引上げを実施した	62.9	67.5
1～6月に賃金引下げを実施した	0.2	0.9
7月以降も賃金改定を実施しない	20.5	14.9
7月以降に賃金改定を実施予定	16.4	16.8

厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」より作成

2025 年 1～6 月に賃金引上げを実施した事業所は 67.5%で、前年より 4.6 ポイント増加しました。賃金引下げを実施した割合は 0.9%と少ないものの、前年より 0.7 ポイント増加しました。7 月以降に賃金改定を実施予定も 16.8%あり、賃上げを実施する医療、福祉の事業所割合はさらに増えるものと思われます。

なお、全体の調査結果である産業計の 2025 年 1～6 月に賃金引上げを実施した割合は 49.2%で、医療、福祉は調査対象産業の中で賃金引上げを実施した事業所割合が最も高くなりました。

平均賃金改定率は 4%弱

次に、賃金引上げを実施した事業所の平均賃金改定率をまとめると、表 2 のとおりです。

2025 年の医療、福祉の平均賃金改定率は 3.8%でした。全体の調査結果である産業計と比べると、0.9 ポイント低くなりました。2024 年と比べても 0.1 ポイントの減少です。

【表2】平均賃金改定率(%、ポイント)

	2024年	2025年	増減
医療、福祉	3.9	3.8	-0.1
産業計	4.6	4.7	0.1

厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」より作成

賃金額と賃金上昇率

医療、福祉の一般労働者とパートタイム労働者の 1 時間当たり賃金額と賃金上昇率をまとめると、表 3 のとおりです。

【表3】賃金額と賃金上昇率(円、%)

	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	2024年	2025年	2024年	2025年
一般	1,601	1,652	2.5	3.2
パート	1,416	1,460	2.4	3.1

厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」より作成

2025 年の 1 時間当たりの賃金額は、一般労働者が 1,652 円で前年から 51 円増加しました。パートタイム労働者は 1,460 円で、44 円の増加です。なお、産業計は一般労働者が 1,706 円、パートタイム労働者が 1,273 円でした。

2025 年の賃金上昇率は、一般労働者が 3.2%、パートタイム労働者が 3.1%、どちらも前年から 0.7 ポイント増加しています。産業計の賃金上昇率は一般労働者が 2.3%、パートタイム労働者が 2.9%で、いずれも医療、福祉が上回りました。

今年も地域別最低賃金の改定時期を迎えます。さらに賃上げが必要となる可能性もありますので、貴院所在地の新たな最低賃金額にご注意ください。

※厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」

常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、層化無作為抽出により選定した 16,486 事業所を対象にした調査です。詳細は次の URL のページから確認いただけます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59745.html

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『育児と仕事の両立のために柔軟な働き方を 実現できるようにするための法改正』



育児をする職員がより働きやすくなる法律改正が2025年10月に行われると聞きました。当院では、これまでも小学校入学前の子どもを育てる職員の短時間勤務を認めたり、保育園等の送迎で早番を希望する場合は、シフトの調整を行ったりしています。今回の改正内容はどのようなもののでしょうか？

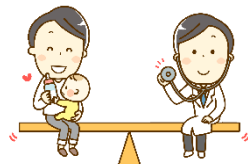


2025年10月1日より育児・介護休業法に「柔軟な働き方を実現するための措置」が創設されます。これは、3歳から小学校入学前の子どもを養育する職員が、柔軟に働けるようにするための制度です。すでに、改正内容に沿った制度を運用していることもありますので、現在の制度を整理しつつ、法改正対応ができているかを確認するとよいでしょう。

詳細解説：

1. 柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校入学前の子どもを養育する職員が、柔軟に働けるように、医院は次の5つの選択肢の中から2つ以上の制度を選択し、対象となる職員が、希望に応じて1つを選択して利用することができるようにすることが求められます。



- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等(10日以上/月)
- ③保育施設の設置運営等
- ④養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)
- ⑤短時間勤務制度
- ※ ②と④は、原則時間単位で取得可とする必要がある。

なお、医院が2つ以上の制度を選択する際、職員のニーズを把握するため、職員の過半数を代表する者から意見を聴取する必要があります。

2. 医院で導入しやすい制度

今回の「柔軟な働き方を実現するための措

置」を制度として設ける必要がありますが、運用として、3歳以上の子どもを養育する職員が1の⑤にある短時間勤務制度を利用できるようにしている医院も多くあります。また、早番や遅番などのシフト制の交代勤務の場合に、職員から希望があればシフトを早番勤務のみにすることで、1の①を実現しているケースもあります。このほか、医院が福利厚生サービスを提供する会社に会費を支払って、職員がベビーシッター補助等を利用できるようにしているケースもあり、この場合には、1の③の制度を導入していることになります。特に職員のニーズに合わせて取組を進めている医院は、すでに運用されている制度を確認しつつ、法改正への対応が行われているか、それが制度として設けられているかを確認するとよいでしょう。

なお、すでに医院で運用されている制度を、「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度とする場合にも、職員の過半数を代表する者から意見を聴取する必要がありますので、ご注意ください。

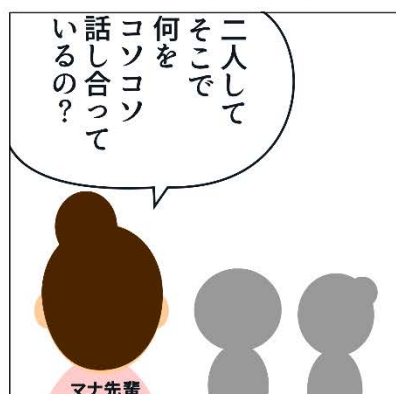
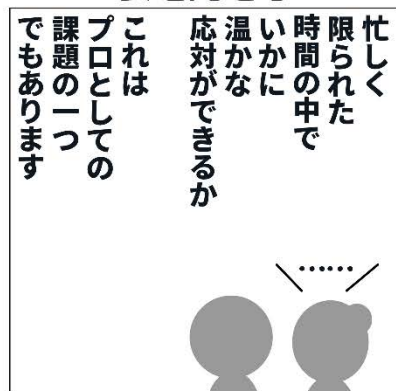
事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『表を見せる』



表を見せる



ワンポイントアドバイス

身体の『表』(正面)を相手に見せると美しく丁寧な印象を与え、事例のマギさんのように、背中(裏)を向けたまま書類を受け取る行為は、失礼な(横柄な)印象を与えてしまうことがしばしばあります。

事例でも、少し揉めてしまったようですね。

相手を受け入れる・迎え入れる方向は、やはり身体の『表』(正面)でしょう。

声をかけられたのであれば、たとえ忙しくとも一旦手を止めて、相手に対して身体の正面を向けましょう。

そして、物の受け渡しの際には手を使いますので、人間の手の『表』にあたる『手のひら』を向けて、受け取りましょう。

時間がなくて忙しい場合でも、

- 患者様から診察券を受け取る時
- 保険証をお返しする時
- 「こちらどうぞ」と方向を示す時
- お茶を出して「どうぞ」と勧める時
- スタッフ同士での受け渡しの時 等

には、『手のひら』を使うことを意識してみてください。

私達のこの一瞬を患者様は見ています。

なぜなら私達スタッフは、患者様が頼れる数少ない中の一人だからです。乱暴に物を扱うスタッフを見れば、きっとそこでの治療も乱暴で痛いのだろうと想像してしまうのです。

相手の立場に立った思いやりを、行動で示しましょう。患者様に美しく柔らかく見せることも、大切な接遇なのです。